

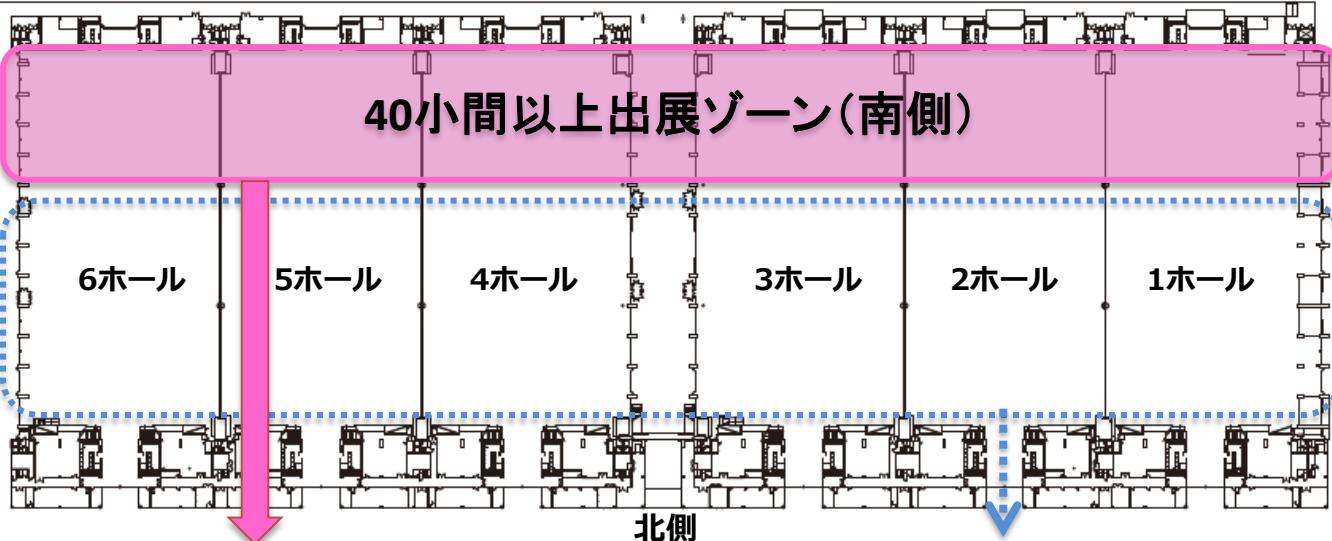
(追加2) 【会場南側小間位置のバルーン規定の緩和について】

東京ゲームショウ2015<ブース運営・施工に関する規定>【新規】

●南側のバルーン設置規定の緩和について（テスト運用）

会場南側列に小間位置が決定した40小間以上の大規模出展社に限り、バルーンサイズ、バルーンの設置位置（高さ）の規定を緩和します。事前に事務局までブース、バルーンの平面、立面図、バルーンの材質、重量、吊り位置・数の資料をご提出ください。事務局および会場施設にて確認させていただいた結果、仕様の変更をお願いさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

南側



(新規) バルーン緩和規定 (会場南側の40小間以上出展ゾーン限定)

①バルーンの設置位置（高さ）

地上から6m以上

②バルーンサイズについて

自社小間内からはみ出さないサイズ

※ただし、いくつかの条件があります。詳細は下記の「バルーンの条件」を参照ください。

■バルーンの条件

- A) バルーンの素材は防炎素材に限ります。
- B) バルーンは、放水銃で水を当てた際に動き、散水を妨げない構造（吊り位置・数、重量）に限ります。
- C) ホールによって、天井の高さ、ホール間の間仕切り壁格納柱（戸袋）や消防設備との距離が異なります。バルーンの高さは天井に接しない高さに限ります。各ホールの天井高は事務局までお問い合わせください。
- バルーンの取付位置・サイズは消防設備との位置関係によって調整して頂く場合があります。
- D) 消防法で必要な消防設備（自動火災報知設備、消火器、補助散水線等）をブースに設置いただく必要があります。
- E) ブース造作の高さ制限は床面から6m以下とします。吊り構造をご希望の場合は事務局までご相談ください。
- F) 平面図上50m以上の大型バルーンの場合、バルーンを天井とみなします。平面図上50m以上のバルーン下には、二階建施設や天井を設ける造作物は施工できません。

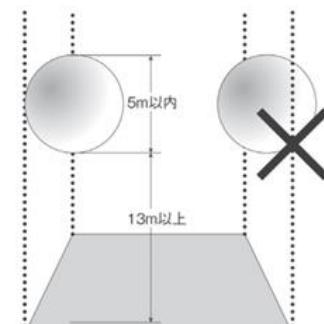
※二階建施設とは「上層に人の利用があり、かつ床高が2.1m以上の施設」を指します。ただし床高2.1m未満でも、下層を人が通行したり、展示スペース、控室、ストックヤードなどとして利用する場合は、これを二階建施設とみなします。

※天井構造を用いる場合、会場施設の承認印を得る必要があります。

通常のバルーン規定 (中央列、会場北側の出展ゾーン)

①バルーンの設置位置（高さ）
地上から13m以上にバルーンを設置

②バルーンサイズについて
バルーン自体の高さは、5m以内



自社小間敷地からはみ出して
他出展社の迷惑にならないように
設置してください。

※中央列、北側の出展ゾーンのブースは、消防（火災時の散水）の関係上、また、南側、中央列の位置の他社ブースの視界を妨げる可能性があるため、今回の規定緩和の対象外となります。

※出展ブースの小間位置は小間位置選定会で決定します。
選定方法については、別紙「出展のご案内」をご参照ください。